

令和8年愛南町農林公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画（案）を作成したので、次のとおり公告し、縦覧に供する。

利害関係人は、地域計画の案に対して意見のあるときは、1の縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。

令和8年3月9日

愛南町長 中村 維伯



1 縦覧期間

自 令和8年3月9日

至 令和8年3月23日

2 縦覧場所、意見書の提出先

愛南町役場 農林課 愛南町城辺甲2420番地

3 意見書提出に当たっての留意事項

- ・期間を過ぎての意見書の提出はできません。意見書の提出は書面による郵送（当日必着のものとする）又は持参とし、電話では受け付けられません。
- ・意見書を提出する者が個人の場合にあつては、住所、氏名及び連絡先を、法人の場合にあつては、事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名及び連絡先を、それぞれ記載してください。
- ・地域計画（案）以外に対しては意見書を提出することができません。

4 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いません。地域計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

5 地域計画（案）を作成した地域

- (1) 柏地域 (2) 菊川地域 (3) 平山地域 (4) 長洲地域 (5) 平城地域
(6) 和口地域 (7) 長月地域 (8) 城辺地域 (9) 緑地域 (10) 山出地域
(11) 僧都地域 (12) 上大道地域 (13) 中川地域 (14) 小山地域 (15) 広見地域
(16) 増田地域 (17) 正木地域